

境港市公告第30号

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和5年5月15日

境港市長 伊達 憲太郎

1 事業概要

(1) 事業名

文書管理・電子決裁システム導入業務

(2) 事業内容

自治体向け標準パッケージシステムとして提供されている文書管理・電子決裁システムを新規導入すること。

(3) 履行期間

・構築期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

・システム利用、運用保守

令和6年4月1日から令和11年3月31日

(4) 提案上限額

総額43,043,000円

(内訳)

・初期費用（構築、設定等）

13,013,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

・月額費用（システム利用、運用保守等）

500,500円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

2 参加資格要件

参加者は、公告日において、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする（リース会社を含む協力会社はイからキまでを満たす事業者）。なお、最優秀提案者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

ア 鳥取県内、または中海・宍道湖・大山圏域に本店・支店・営業所等があること。

イ 令和3～5年度境港市物品等契約希望者登録名簿に登録されていること。

ウ 境港市から指名停止の措置を受けていないこと。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- オ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）もしくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行わない者またはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- キ 境港市が課する税の滞納をしていないこと。

3 担当部署（問い合わせ及び書類提出先）

〒684-8501

鳥取県境港市上道町3000番地 境港市総務部DX推進課

電話：0859-47-1115 F A X：0859-44-3001

4 プロポーザル実施要領の交付

プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、令和5年5月15日（月）から6月2日（金）正午までの間に、境港市ホームページから入手するものとする。ただし、これにより難しい場合は、次により直接交付するものとする。

（1）交付期間

令和5年5月15日（月）から6月2日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、6月2日（金）は正午まで）。

なお、土曜日、日曜日、祝日を除く。

（2）交付場所

3（担当部署）に同じ。

5 参加申込の手続き

（1）提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領に基づき参加申込書等を作成し、これを持参し、または郵送（宅配便含む。）すること。

（2）提出期限

令和5年6月2日（金）正午

（3）提出場所

3（担当部署）に同じ。

（4）参加資格の確認

参加資格の確認結果について、令和5年6月7日（水）までに通知する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

参加資格を有することが確認できた者は、実施要領に基づき企画提案書等を作成し、これを持参し、または郵送（宅配便含む。）すること。

(2) 提出期限

令和5年6月14日（水）正午

(3) 提出場所

3（担当部署）に同じ。

7 審査

文書管理・電子決裁システム導入業務事業者審査委員会を設置し、企画提案書等の評価を行う。

8 最優秀提案者の選定

審査の結果、最も評価の高い提案をした者を最優秀提案者として選定する。

9 契約締結の交渉

最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。なお、当該交渉が不調となった場合は、審査において、評価の高い提案者から順に契約締結の交渉を行う。

10 その他

本プロポーザルの執行に関し、この掲示に記載のないものは、別途交付する実施要領によるものとする。